

# 旧道立病院改修等事業

## 基本構想

### 行政素案

— パブリックコメント資料 —

平成26年11月

苫小牧市



## < 目 次 >

I	苫小牧市における保健医療と障がい児・者福祉の現状と課題	-----	1
1	保健医療に関する施策の現状		
(1)	北海道立苫小牧病院の廃止とその影響		
(2)	児童相談機能の強化		
2	障がい児・者福祉に関する施策の現状		
(1)	身体障害者向けのデイサービス資源の不足		
(2)	心身障害者福祉センターの機能強化と施設の老朽化		
II	旧道立病院改修等事業による施設整備の基本的な考え方	-----	6
1	地域課題の解決に向けた施設のあり方		
2	利活用資源としての旧道立病院の施設		
(1)	旧道立病院の立地条件と施設規模		
(2)	施設のあり方から見た旧道立病院の施設規模		
(3)	旧道立病院の施設の活用に当たって		
III	旧道立病院改修等事業による施設整備の基本構想	-----	9
1	施設整備の概要		
2	旧道立病院・本館		
(1)	1階		
(2)	2階		
(3)	3階		
(4)	増築		
3	旧道立病院・附属施設		
4	新たな施設の運営形態		
IV	施設整備の想定スケジュール	-----	16

### ■ 「障がい」のひらがな表記について ■

この基本構想では、次の場合を除いて、「障がい」とひらがな表記をしています。

- ① 法令等で定義され、又は法令等から引用している用語
- ② 制度や事業の名称のほか、団体、施設名等の固有名詞
- ③ 学術用語や医学等の専門用語として漢字表記が通例である用語



# I 苫小牧市における保健医療と障がい児・者福祉の現状と課題

## 1 保健医療に関する施策の現状

### (1) 北海道立苫小牧病院の廃止とその影響

北海道立苫小牧病院（以下「旧道立病院」という。）は、昭和29年に結核療養所として開設以来、60年の長きにわたり、東胆振・日高圏域における結核及び結核後遺症の患者に対する医療を担ってきましたが、本年3月31日に廃止となりました。

■ 旧道立病院の位置図 ■



旧道立病院の廃止後、呼吸器疾患に対する医療は、苫小牧市立病院や王子総合病院を中心とした地域の医療機関が担うこととなりました。このため、呼吸器疾患の外来患者の増加により、地域の医療機関の負担が大きくなっています。

こうした状況から、旧道立病院の廃止に伴う影響を緩和し、地域に必要な医療の確保を図るため、現状で不足している「呼吸器内科外来機能」の早急な整備が求められています。

## (2) 児童相談機能の強化

現在、本市においては、平成27年度からスタートする子ども・子育て支援新制度に向けて、「(仮称) 苫小牧市子ども・子育て支援事業計画」の策定準備を進めています。この計画では、現行の「とまこまい子ども未来計画」の考え方を継承し、引き続き児童相談をはじめとする子どものための総合的な支援を推進することとなります。

本市における家庭児童相談には養育相談、児童虐待相談、心身障がい相談、不登校等の相談があり、その件数は年間3,000件を上回る状況となっています。

### ■ 家庭児童相談の件数 ■

(単位: 件)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
養育相談	555	932	1,619	1,431	1,476
児童虐待相談	933	768	860	1,001	728
心身障がい相談	98	133	184	187	199
健康相談	—	4	2	7	7
不登校等	63	74	115	194	317
育児・しつけ相談	30	123	80	53	18
非行相談	23	131	324	248	76
その他	49	140	311	83	291
合計	1,751	2,305	3,495	3,204	3,112

また、療育手帳の取得・更新には児童相談所の判定が必要となります。本市においては月2回、管轄児童相談所である北海道室蘭児童相談所により巡回相談が行われています。近年、療育手帳の取得児童が増加していることもあり、巡回相談希望者は年々増加しています。

### ■ 室蘭児童相談所による巡回相談の状況 ■

(苫小牧市実施分)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
療育手帳 取得児童数	A	100人	100人	96人	97人
	B	170人	192人	212人	237人
		270人	292人	308人	334人
巡回相談件数	135件		133件	148件	162件
次年度繰越件数	—		2件	10件	17件

このように、障がい児・疑障児の通所支援に係る相談支援のほか、養育や発達に不安を感じる児童、養育支援が必要な家庭等への相談支援など、一人ひとりの子どもの特性に配慮したきめ細かな支援が求められています。児童やその家庭について、様々な専門的相談に応じるための必要な設備を整備することが必要です。

## 2 障がい児・者福祉に関する施策の現状

### (1) 身体障害者向けのデイサービス資源の不足

現在、本市の障がい者施策は、「第3期苫小牧市障がい者計画」により総合的かつ計画的に定められています。また、当事者支援の中心となる障害福祉サービス等については、「苫小牧市障害福祉計画」(現行:第3期)によって、提供体制の確保等のための数値目標(見込量等)が定められています。

障がい当事者の自立支援の観点からは、障害福祉サービス等を現に提供する事業所・施設に加え、当事者の自発的活動の場の確保が必要となります。現在、本市内の障害福祉サービス等の提供事業所数は次のとおりとなっており、一定の充実が認められます。

#### ■ 市内における障害福祉サービス等の提供事業所数 ■

(平成26年9月30日現在)

区分	箇所	(事業所の所在地)		
		西部	中央部	東部
【ヘルパー】居宅介護サービスの提供事業所	37	10	24	3
【通所】就労系サービスの提供事業所	17	2	10	5
【通所】生活介護サービスの提供事業所	14	3	2	9
【入所】施設入所支援サービスの提供事業所	8	2	0	6
【グループホーム】共同生活援助サービスの提供事業所	8	2	4	2
【児童通所】児童発達支援等の提供事業所	10	2	6	2

※ 地域包括支援センターの担当地区を参考に、次のとおり事業所の所在地を区別した。

西部……西・しらかばの各地域包括支援センターの担当地区

中央部……南・山手・中央・三光の各地域包括支援センターの担当地区

東部……東地域包括支援センターの担当地区

しかし、東西に長い本市の行政区域の形状から、特に身体障害者にとっては、通所に係る身体的負担が大きくなっています。加えて、次のとおり身体障害者向けのデイサービスを提供している施設自体が少なく、肢体不自由者の外出機会を確保するという点において、地域課題があると考えられます。

#### ■ 身体障害者向けのデイサービスを提供している施設 ■

(平成26年9月30日現在)

事業所名	所在地	サービス	(生活介護の利用定員)
			(施設入所支援の利用定員)
(社福)苫小牧慈光会 樽前かしわぎ園	字樽前 (西)	生活介護 施設入所支援	0人
(株)健康会 療養通所介護センターしらかば	ときわ町 (西)	生活介護	5人
(社福)緑星の里 ライフウィング	字植苗 (東)	生活介護 施設入所支援	19人

※ 前ページの一覧の中で最も西側にある樽前かしわぎ園から、最も東側にあるライフティングまでの距離は、国道36号線経由で30kmを超える。これは、札幌市役所から恵庭市役所までの間（国道36号線経由で28km）よりも長い距離である。

※ 前ページの一覧のほか、苫小牧市心身障害者福祉センターにおいて、地域活動支援センターによる機能訓練を提供している。

64歳以下で上肢・下肢・体幹のいずれかが代表障害となり、身体障害者手帳の総合等級が1級から3級までの内容となっている市民の数は、900人を超えます。こうした数値からも、介護保険サービスの充実とは別に、肢体不自由者を念頭に置いた外出機会の確保策のひとつとして、デイサービスの場の確保が求められます。

なお、平成18年12月には、1万筆を超える署名が添えられた「肢体不自由児・者総合支援施設」設置を求める要望書が、市に提出されています。

### ■ 肢体不自由を代表障害とする64歳以下の重度の身体障害者 ■

（平成26年3月31日現在）

代表障害 総合等級	上 肢	下 肢	体 幹	運動機能(※)	合 計
1 級	181人	91人	56人	5人	333人
2 級	154人	102人	74人	3人	333人
3 級	84人	143人	31人	0人	258人
合 計	419人	336人	161人	8人	924人

※ 運動機能…乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害

## （2）心身障害者福祉センターの機能強化と施設の老朽化

心身障害者福祉センターは、身体障害者福祉法第31条に規定する身体障害者福祉センターとして昭和52年9月に開設され、その当時から、当事者活動への貸館、成人向け機能訓練、心身障害児通園事業の実施を行ってきました。

現在では、昭和57年4月に開設した心身障害者体育館の活用をはじめ、障がい者スポーツ等に係る出前講座や早期療育に係る研修事業、子ども発達相談の実施など、本市における心身障がい者の福祉の増進及び教養の向上に寄与する拠点施設として欠かせないものとなっています。特に、地域における早期療育のニーズが高く、今後の機能強化が求められます。

一方で、築35年以上を経過した施設は、老朽化の進行に加え、耐震診断でB判定とされており、耐震安全性に不安がある構造となっています。また、北海道による津波浸水予測図によれば、立地が津波浸水予想エリア内となっていますが、非常用電源設備や入浴設備のない施設となっています。

平成26年3月に本市が公表した「公共施設白書」では、心身障害者福祉センターについて、「大規模改修や建替を視野に、老朽化及びバリアフリー設備を含めた対応策の検討が望まれます。」と指摘しており、施設のあり方の検討が必要です。

■ 苫小牧市心身障害者福祉センター・体育館の概要 ■

(平成25年度事業実績)

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 児童福祉法に基づく児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援の実施</li> <li>② 児童福祉法に基づく障害児相談支援の実施</li> <li>③ 障害者総合支援法(※)に基づく地域活動支援センター事業の実施</li> <li>④ 障がい当事者とその家族の相談・指導</li> <li>⑤ 障がい当事者の活動のための施設の提供</li> </ul>
利用時間 (開館日)	<p>事業内容①～④</p> <p>土・日・祝休日・年末年始閉館日を除く日の午前9時から午後5時まで</p> <p>事業内容⑤</p> <p>祝休日・年末年始閉館日を除く日の午前9時から午後9時まで</p>
施設利用状況	<p>事業内容① 年間延べ 7,461人 (実在籍児童数: 376人)</p> <p>事業内容② 年間延べ 203件</p> <p>事業内容③ 年間延べ 8,092人 (実在籍人数: 67人)</p> <p>事業内容④ 子ども発達相談の場合、年間延べ 598件</p> <p>事業内容⑤ 年間延べ 7,093人</p>
開設年月日	<p>本館 昭和52年9月1日</p> <p>分館 平成7年4月1日 (昭和43年12月開設の旧婦人ホームを改築)</p> <p>体育館 昭和57年4月1日</p>
床面積	本館・分館・体育館併せて 2,681m <sup>2</sup>
構造	本館・分館・体育館ともに 鉄筋コンクリート造 (本館・体育館…2階建、分館…5階建の1階部分)
「公共施設白書」による施設総合評価 (同書p115から抜粋)	<p>心身障害者福祉センターは、津波浸水予想エリア外に立地しておらず、非常用電源設備及び入浴設備は備えられていません。(中略)避難所等には指定されていませんが、福祉施設として防災や避難対策についての検討が望まれます。</p> <p>心身障害者福祉センターは、築35年が経過し耐震性にも不安があるため、大規模改修や建替を視野に、老朽化及びバリアフリー設備を含めた対応策の検討が望されます。(後略)</p>

※ 障害者総合支援法…障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

## II 旧道立病院改修等事業による施設整備の 基本的な考え方

### 1 地域課題の解決に向けた施設のあり方

#### 基本的な考え方

##### (1) 地域に密着した保健医療及び障がい児・者福祉の拠点施設

Iで考察した地域課題の解消に資するとともに、障がい当事者の日中活動の場として機能する、地域に密着した保健医療・障がい児・者福祉の拠点施設を目指します。

##### (2) 誰もが立ち寄り、快適に利用できるユニバーサルデザイン施設

保健医療や障がい者福祉という横断的テーマの下、乳幼児、妊産婦、障がい児・者、高齢者など全ての市民が立ち寄る、ユニバーサルデザインの発想に基づいた施設づくりを目指します。

##### (3) 災害時には福祉避難所として機能する安全安心施設

保健医療や障がい児・者福祉の拠点施設という属性を活かし、災害時には福祉避難所として機能する安全・安心な施設となることを目指します。

#### 保健医療等機能

##### ① 呼吸器内科診療所

地域課題である呼吸器診療体制の改善を図るために、呼吸器内科診療所を設置し、地域の医療機能の確保を図ります。

##### ② 児童相談関係施設

児童やその家庭について、様々な専門的相談に応じるために必要な設備を整備します。

##### ③ 福祉避難所（災害時）

保健医療や障がい児・者福祉の拠点施設という属性を活かし、災害時には福祉避難所として機能するよう整備します。

#### 障がい児・者福祉機能

##### ① 心身障害者福祉センター・体育館

「おおぞら園」等の児童発達支援関係施設を中心に、心身障害者福祉センター・体育館の機能を移転し、地域における療育の更なる推進と健康の増進を図ります。

##### ② 障がい者団体活動施設

①と併せて、障がい者団体が活動を展開するために必要な場の提供を図ります。

##### ③ 障がい児・者デイサービス施設

温浴設備等を整備し、肢体不自由を中心とした障がい児・者のためのデイサービス施設を設置します。

##### ④ 地域連携施設（保健医療等機能／障がい児・者福祉機能 共通）

上記に掲げるもののほか、地域連携を円滑に進めるために必要な、ケース会議や関係機関研修等を行う場を整備します。

## 2 利活用資源としての旧道立病院の施設

### (1) 旧道立病院の立地条件と施設規模

旧道立病院は、JR苫小牧駅から東に2km・苫小牧市立病院から南に1kmの市内中央部に位置し、国道276号線沿いの良好なアクセス環境にあります。また、住宅街の中に位置し、敷地内に広い緑地を有するなど、快適な環境も確保された立地条件といえます。

また、北海道による津波浸水予測図では、津波浸水予想エリア外に位置しています。

現在の旧道立病院の建物は、鉄筋コンクリート造3階建で、平成7年に建設。昭和56年の建築基準法改正以降に建設された、新耐震基準施設となっています。

また、敷地面積は19,498m<sup>2</sup>、延べ床面積は5,790.74m<sup>2</sup>（附属施設を除く。）と大規模であり、同規模の敷地面積・延べ床面積として比較できる市の施設が学校施設であることからも、その大きさがうかがえます。

### (2) 施設のあり方から見た旧道立病院の施設規模

1で掲げた施設の機能について、既存の公共的施設の規模をもとに考察すると、次のような傾向がつかめます。

#### ■ 施設の機能と規模の考察 ■

施設の機能	参照した既存の公共的施設	参照施設の延べ床面積
<b>【保健医療等機能】</b> ① 呼吸器内科診療所	苫小牧市夜間・急病センター (苫小牧市保健センター別棟)	607m <sup>2</sup>
<b>【保健医療等機能】</b> ② 児童相談関係施設	苫小牧市健康支援センター (苫小牧市教育・福祉センター内)	1,219m <sup>2</sup>
<b>【保健医療等機能】</b> ③ 福祉避難所（災害時）	—	—
<b>【障がい児・者福祉機能】</b> ① 心身障害者福祉センター・体育館	苫小牧市心身障害者福祉センター 苫小牧市心身障害者体育館	2,681m <sup>2</sup>
<b>【障がい児・者福祉機能】</b> ② 障がい者団体活動施設	苫小牧市子育て支援センター (苫小牧市教育・福祉センター内)	873m <sup>2</sup>
<b>【障がい児・者福祉機能】</b> ③ 障がい児・者デイサービス施設	(社福)緑星の里 ライフティング	1,772m <sup>2</sup>
<b>【両機能共通】</b> ④ 地域連携施設		
<b>合 計</b>		7,152m <sup>2</sup>

※ (社福)緑星の里・ライフティングは入所施設としても整備されており、新たな施設の機能として掲げた「障がい児・者デイサービス施設」とは一致しないが、地域連携施設の整備に必要な面積に振り替えて参照した。

まず、障がい児・者福祉機能については、参考施設の延べ床面積が5, 326 m<sup>2</sup>となることから、複合施設として機能させるならば大規模な建物が必要であると推測できます。

次に、児童相談関係施設については、参考した延べ床面積もさることながら、相談に必要な個室、設備等が必要となります。新たな施設を複合施設として機能させる場合にあっても、プライバシー等に配慮した構造が必要になります。

更に、呼吸器内科診療所については、医療機能であるこの施設への出入口と、他の機能に係る施設への出入口が同一でないよう配慮する必要があります。

以上の内容を踏まえた場合、旧道立病院の立地条件、施設規模から、障がい児・者福祉機能を中心に旧道立病院の建物を活用できると、地域課題の解決に資する施設整備が可能と考えられます。

また、これまで旧道立病院が果たしてきた機能を考えると、呼吸器内科診療所について、引き続き当該施設で機能させることが妥当と考えられます。

更には、児童相談関係施設などについては、旧道立病院の附属施設の活用も視野に入れると、障がい児・者福祉機能と相まって、地域の保健医療・福祉の拠点施設のひとつとして整備できるのではないかと考えられます。

### （3）旧道立病院の施設の活用に当たって

旧道立病院の施設の活用に当たっては、現在は土地・建物ともに北海道の財産であるため、譲与等の方法により、苫小牧市が活用する権限を得る必要があります。この点につき、平成25年11月以来、苫小牧市から北海道に対して旧道立病院の利活用に係る要望を提出しているところです。

譲与等を受けるに当たっては、北海道の条例などの関係法令に留意する必要があります。また、建物の構造上撤去できない内壁等があるなど、改修等を行う上の制約があります。

以上を踏まえ、旧道立病院改修等事業による施設整備について、現時点での基本構想をお示しします。

### III 旧道立病院改修等事業による施設整備の基本構想

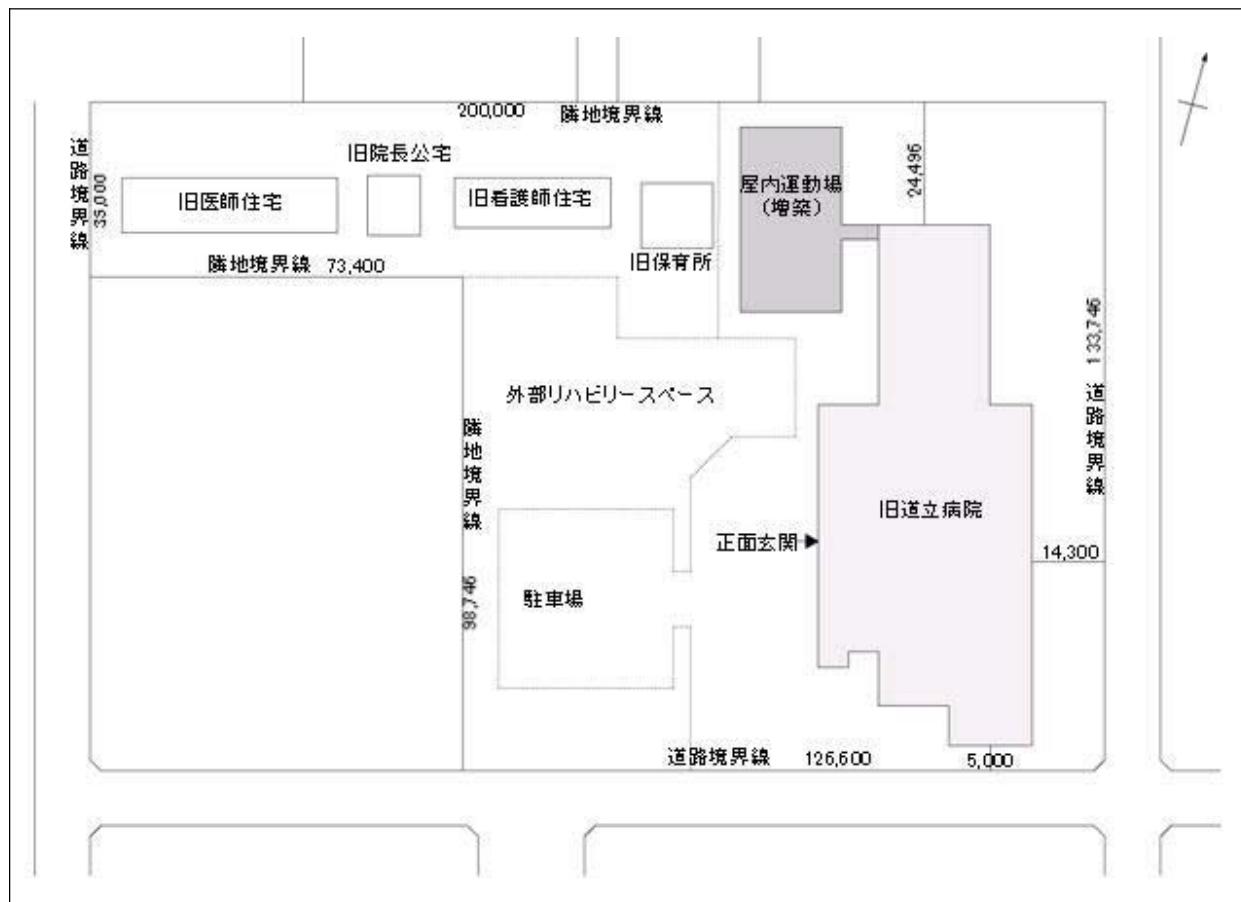
#### 1 施設整備の概要

区分		用 途	趣 旨
本館	1階	【保健医療等機能①】 呼吸器内科診療所	市民の健康保持に資するよう、外来専門の呼吸器内科診療所を設置する。
		【障がい児・者福祉機能②】 障がい者団体活動施設	旧道立病院の設備等も活用し、障がい者団体が活動を展開するために必要な場を提供する。
		【障がい児・者福祉機能①】 心身障害者福祉センター（機能移転）	「おおぞら園」等の児童発達支援関係施設を中心に、心身障害者福祉センターの機能を移転し、地域における療育の更なる推進を図る。
	2階	【障がい児・者福祉機能③】 障がい児・者デイサービス施設	温浴設備等を整備し、肢体不自由を中心とした障がい児・者のためのデイサービス施設を設置する。
	3階	【障がい児・者福祉機能①】 屋内体育館	心身障害者福祉センターの機能移転に伴い、現在の心身障害者体育館に相当する施設として、屋内体育館を旧道立病院敷地内に増築する。
附属施設	旧保育所	【保健医療等機能②】 児童相談関係施設（相談室）	養育相談、発達相談及び小集団指導等の相談に対応するため、子育て相談を中心とする相談施設を設置する。
	旧看護師住宅	【保健医療等機能②】 児童相談関係施設（巡回相談所）	室蘭児童相談所による「巡回児童相談」「重症心身障がい児巡回療育相談」の実施箇所として、旧看護師住宅の間仕切り等も活用し、保護者相談と児童の観察の双方に対応できる施設とする。
	旧院長公宅	【両機能共通】 地域交流室	「家」としての機能を活かし、障がい者が交流しながら地域生活に慣れていくための集いの場として整備する。
	旧医師住宅	【保健医療等機能③】 【両機能共通】 地域連携推進室	関係機関等の打合せのための会議室の確保のほか、福祉避難所用備蓄倉庫を整備し、災害時への備えや地域連携の円滑な実施を図る。

※ 附属施設については、建物の既存の間取りを変更せずに活用することを検討しています。

なお、附属施設は本館との一体的な利用により用途制限が生じる場合があることから、関係法令に照らして上記の内容を一部変更する場合があります。

## ■ 旧道立病院の配置図（全体図） ■



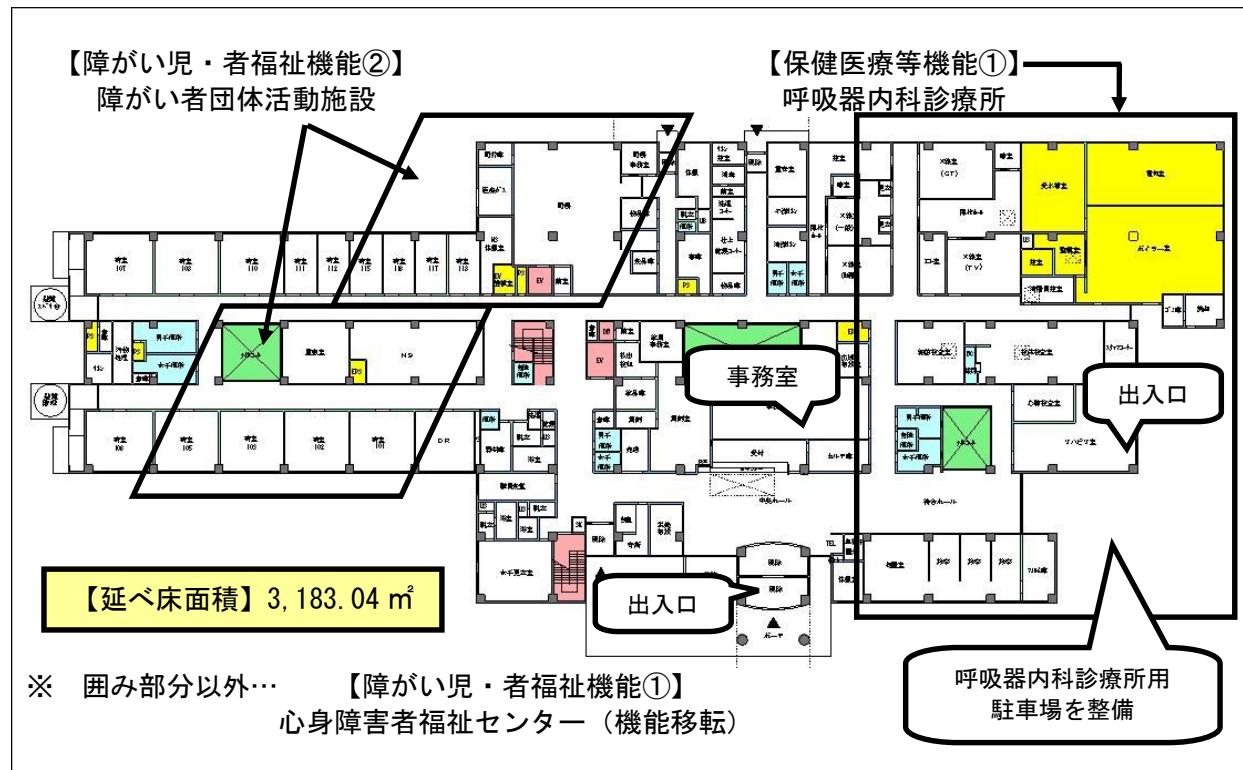
## 2 旧道立病院・本館

旧道立病院の本館であった建物は、呼吸器内科診療所の機能と障がい児・者福祉機能を収め、それぞれ独立した施設（苫小牧市呼吸器内科診療所・苫小牧市障がい者総合支援センター（ともに仮称））として構成することを検討しています。

階層ごとの内容については、次ページ以降に図示するとおりです。

## (1) 1階

注：図面は旧道立病院のもの（以下同じ）



### 【保健医療等機能①】 呼吸器内科診療所

旧道立病院のX線室等の構造を活用するため、本館1階の南側を、（仮称）呼吸器内科診療所として構成します。

ここでは、次の3項目を主な機能として想定しています。

- ① 呼吸器内科診療所（入院機能なし）
- ② C O P D（慢性閉塞性肺疾患）のフォロー・禁煙外来
- ③ 新保健センター等における検診後のフォロー

また、医療機能であるこの施設については、障がい児・者福祉機能の部分との往来が通常行われないよう配慮するとともに、障がい児・者福祉機能の部分の出入口とは別に出入口を設置し、呼吸器内科診療所としての独立性と来館者の安全性を確保するよう設計します。

### 【障がい児・者福祉機能①】 心身障害者福祉センター（機能移転）

本館の呼吸器内科診療所を除いた部分を、（仮称）障がい者総合支援センターとして構成します。

本館1階の北側については、本館2階とともに心身障害者福祉センターの機能移転先として想定します。1階部分は主に次の機能を配置し、肢体不自由児・者の移動の利便性に配慮します。

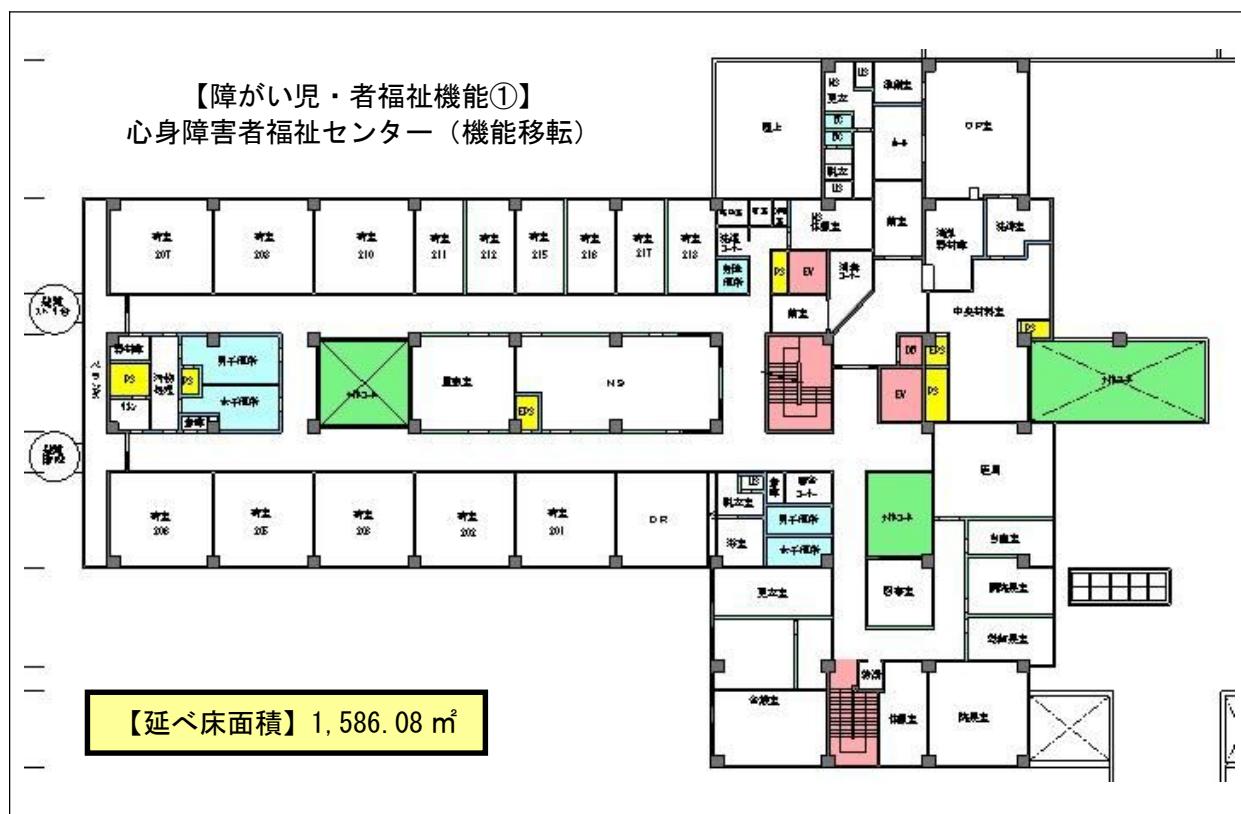
- ① 児童の療育指導に係る個別指導室・観察室
- ② 肢体不自由児の訓練室（個別指導・集団指導）
- ③ 肢体不自由者の訓練室（地域活動支援センターあさひの機能移転）

## 【障がい児・者福祉機能②】障がい者団体活動施設

本館1階の北側については、心身障害者福祉センターの機能移転先として想定するほか、障がい者団体活動施設としての機能の拡充を想定します。

現在の心身障害者福祉センターでも利用申請が競合している集会室・会議室を増設するほか、旧道立病院の給食厨房等の設備を活用した軽食コーナー等を設置することにより、来館者の利便性向上と当事者活動の支援の双方を図ります。

(2) 2階

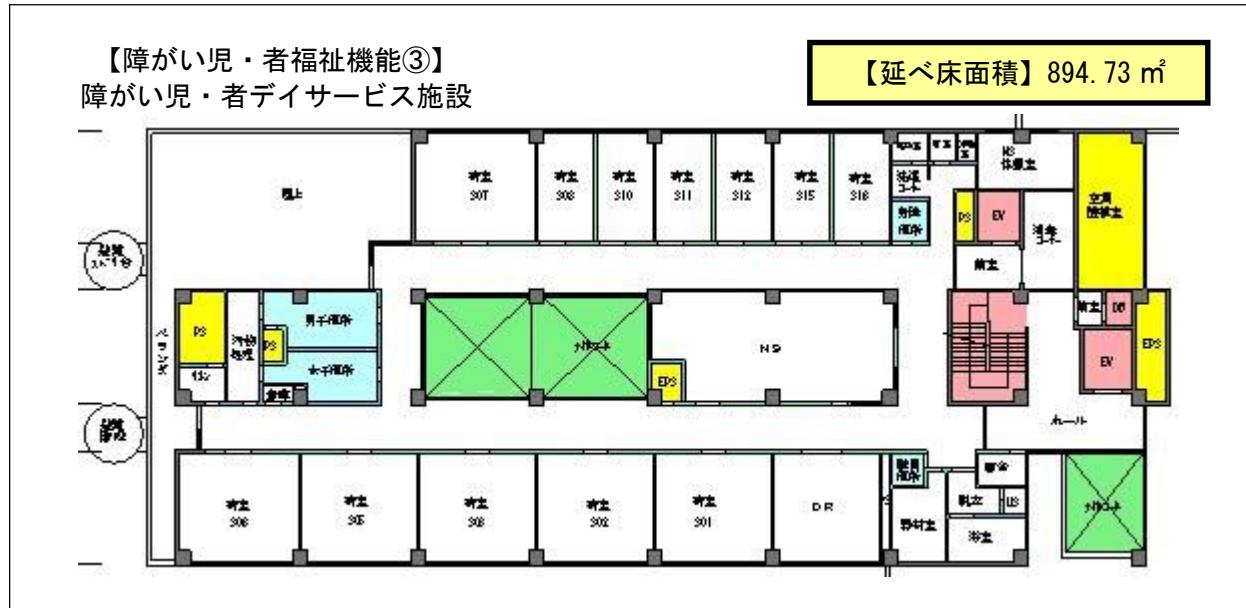


## 【障がい児・者福祉機能①】心身障害者福祉センター（機能移転）

本館1階の北側とともに、本館2階を心身障害者福祉センターの機能移転先として想定します。

児童発達支援（おおぞら園）・放課後等デイサービス（すてっぷ）のための個別指導室・集団指導室・観察室として本館2階を整備することにより、本館1階の個別指導室・観察室と併せて、従前から保護者ニーズの高かった療育指導回数の増の実現につなげます。

### （3）3階

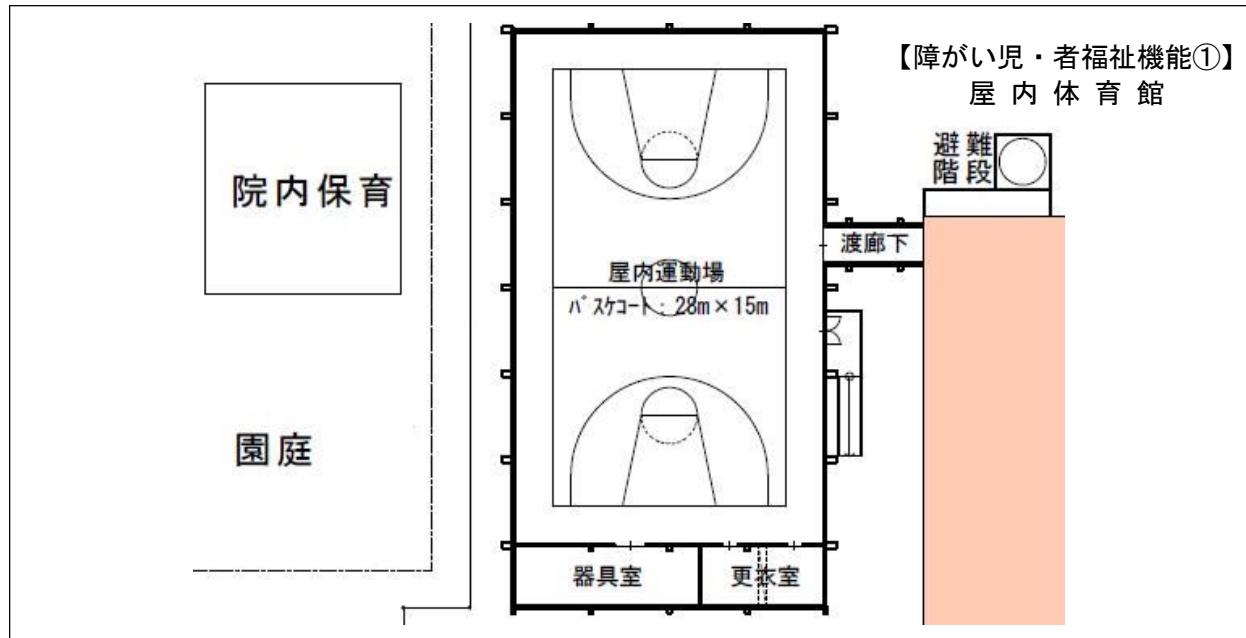


### 【障がい児・者福祉機能③】障がい児・者デイサービス施設

本館3階については、Iで考察した「身体障害者向けのデイサービス資源の不足」の課題解消に資するため、障がい児・者のためのデイサービス施設を新たに設置することを想定します。

ここでは、肢体不自由を中心としたデイサービスのための施設整備として、旧道立病院の配管等を活用した介護浴槽の設置のほか、食堂・休憩室や訓練・作業室を配置します。階層が3階になりますが、旧道立病院のエレベーター設備を活用することにより、動線に支障が生じないよう配慮します。

#### (4) 増築



#### 【障がい児・者福祉機能①】屋内体育館

心身障害者福祉センターの機能移転に伴い、現在の身体障害者体育館に相当する施設を整備するため、本館1階の北側から渡り廊下で続く形での、屋内体育館の増築を想定します。

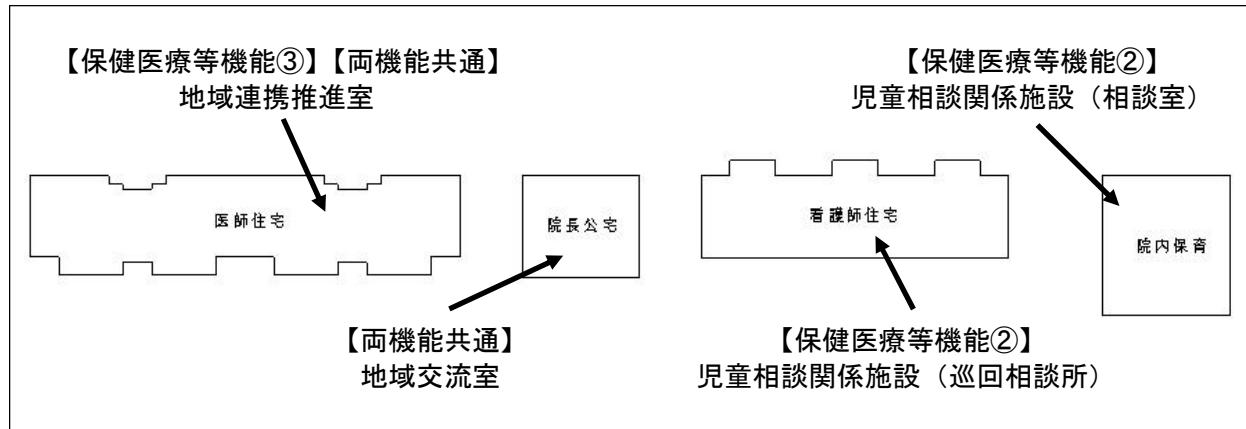
障がい者スポーツの振興の観点から、車いすバスケットボールのためのコート1面が十分に取れる規模のアリーナを検討しています。このため、器具室・更衣室を含めると、700m<sup>2</sup>程度の延べ床面積が必要になるものと考えています。

### 3 旧道立病院・附属施設

旧道立病院の附属施設であった建物は、児童相談関係施設の機能と地域連携関係の機能を収めることを検討しています。

ここでは便宜上独立した施設の形式で記載していますが、旧道立病院の本館を活用する施設から独立した構成とするか、(仮称)障がい者総合支援センターと併せた複合施設の分庁舎的施設として構成するかは、現時点では未定です。

また、旧道立病院の附属施設であった建物について、本館との一体的な利用により用途制限が生じる場合があることから、関係法令に照らして、活用の内容を一部変更する場合があります。



### 【保健医療等機能②】児童相談関係施設（相談室・巡回相談所）

附属施設の構造を活かし、プライバシー等に配慮した各種児童相談関係施設の整備を想定します。

旧院内保育所については、養育相談、発達相談及び小集団指導等の相談に対応するため、子育て相談を中心とする相談施設を検討しています。

また、旧看護師住宅については、室蘭児童相談所による「巡回児童相談」「重症心身障がい児巡回療育相談」の実施箇所として、旧看護師住宅の間仕切り等も活用し、保護者相談と児童の観察の双方に対応できる施設を検討しています。

### 【保健医療等機能③】【両機能共通】地域交流室・地域連携推進室

保健医療等機能と障がい児・者福祉機能の両方に共通する、地域交流・地域連携のために必要な活動室・会議室の確保として、附属施設の活用を想定します。

旧院長公宅については、一戸建ての「家」としての機能を活かし、障がい者が交流しながら地域生活に慣れていくための集いの場として整備することを検討しています。

また、旧医師住宅については、地域連携の円滑な実施に資するよう、関係機関等の打合せのための会議室を整備することを検討しています。更に、災害時に（仮称）障がい者総合支援センターを福祉避難所として機能させられるよう、備蓄倉庫の機能を併設することで、災害時の備えにしたいと考えています。

## 4 新たな施設の運営形態

新たな施設のいずれの機能も、苫小牧市が開設者となることを想定しています。

なお、（仮称）呼吸器内科診療所と（仮称）障がい者総合支援センターの一部については、それぞれ指定管理者制度を導入し、指定管理者に施設の管理及び運営を担っていただくことを検討しています。

## IV 施設整備の想定スケジュール

以下にお示しするのが、現時点での旧道立病院改修等事業による施設整備の想定スケジュールです。

(仮称) 呼吸器内科診療所については、医師の確保等の観点から年度当初の開設が妥当であるため、平成28年4月の開設を予定しています。その他の施設についても、平成28年度中の開設となるよう、取組を進めていきます。

時 期	(仮称) 呼吸器内科診療所	その他の施設
(既に実施)	○改修等事業に係る調査設計（9月） ○地域住民説明会（11月）	
平成26年度	○基本構想案のパブリックコメント（11～12月） ○改修等事業に係る基本設計・実施設計（年度内～平成27年度春）	
平成27年度	○工事入札の実施（春） ○施設に係る設置条例の提案（春） ○指定管理者の選定手続（夏～） ○指定管理者の指定（冬）	○工事入札の実施（夏～秋） ○施設に係る設置条例の提案（夏～） ○指定管理者の選定手続（冬～）
平成28年度	○開設（4月）	○指定管理者の指定（年度内） ○開設（年度内）





とまチヨップ

(C)2011 苫小牧市

旧道立病院改修等事業 基 本 構 想

【 行 政 素 案 】

— 平成26年11月 —

発行：苫小牧市（福祉部・健康こども部）

〒053-8722 苫小牧市旭町4丁目5番6号

Tel : 0144 (32) 6111 (代表)

<http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/>